

学 校						合 計											
学 級 数			教 職 員 数			学 校 数			児 童 生 徒			学 級 数			教 職 員 数		
本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計
						1		1	100		100	6		6	8		8
						2		2	248		248	14		14	18		18
6		6	12		12	2		2	287		287	12		12	20		20
6		6	12		12	5		5	635		635	32		32	46		46
10		10	19		19	3		3	1,025		1,025	31		31	49		49
11		11	21		21	2		2	459		459	18		18	30		30
						2		2	166		166	12		12	16		16
21		21	40		40	7		7	1,650		1,650	61		61	95		95
3		3	8		8	2		2	107		107	8		8	15		15
3		3	8		8	2		2	107		107	8		8	15		15
						1		1	75		75	6		6	8		8
						1		1	75		75	6		6	8		8
3		3	8		8	4		4	314		314	19		19	31		31
33		33	68		68	19		19	2,781		2,781	126		126	195		195

昭和51年度末へき地交流件数

転出入 学校種別	へき地への転入件数			へき地からの転出件数		
	A→C	B→C	計	C→A	C→B	計
小 学 校	55	93	148	88	142	230
中 学 校	40	58	98	65	67	132
計	95	151	246	153	209	362

② へき地派遣制度

へき地学校勤務満了教員で、都市又は平地の学校に勤務する教員のうちから、成績優秀な中堅教員を厳選して計画的にへき地学校に派遣し、その教育実践をとおしてへき地教育振興に役立てるとともに、当該教員が相当期間勤務し、その勤務成績が良好の場合は、抜てき人事等の優遇措置を講ずることとした。相当期間とは3年間である。

(2) へき地学校教職員の経済的優遇策

① 旅費配分における優遇措置

旅費の配分算定資料として、へき地学校の場合には、教員1人当たり4,000円の研修旅費を支給し、優遇している。

② 赴任旅費の支給

4、5級の高度へき地の学校に赴任する新採用教員に対する赴任旅費を支給している。

③ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給

人事委員会指定のへき地学校に勤務する教職員に対し、給料と教職調整額と扶養手当の合計額に、その級地に応じて、それぞれ4%、8%、12%、16%、20%、25%を乗じて得た額が、へき地手当として毎月支給されている。

また、このほかにへき地手当に準ずる手当として4%、へき地長期勤務手当の支給がなされている。

なお、複式学級担当者に対しては、多学年手当を支給している。

④ へき地教職員の特別昇給制度の実施

勤務年数 指定区分	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上
5級・4級	6月短縮	12月短縮		
3級・2級	3月短縮	9月短縮	12月短縮	
1 級	3月短縮	6月短縮	9月短縮	12月短縮

(3) へき地学校教職員の配置に対する特別措置

へき地教育振興法第4条第2項に「〔都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない〕とあるが、本県としてもへき地学校教職員の定数配置については、小規模校に対する補正等の教員の配置及び養護教員、事務職員等の配置について特別措置を講じている。